1. 平成26年第1回郡上市議会定例会議事日程(第3日)

平成26年3月10日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第4号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第5号 郡上市住民自治基本条例の制定について
- 日程4 議案第6号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改 正する条例について
- 日程5 議案第7号 郡上市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定 について
- 日程6 議案第8号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例について
- 日程7 議案第9号 郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部 を改正する条例について
- 日程8 議案第10号 郡上市公の施設使用料徴収条例及び郡上市役所庁舎使用料徴収条例の一 部を改正する条例について
- 日程9 議案第11号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第12号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第13号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第14号 郡上市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改 正する条例について
- 日程13 議案第15号 郡上市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 日程14 議案第16号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第17号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の設置及び管理に関する 条例等の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第18号 郡上市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
- 日程17 議案第19号 郡上市郡上八幡博覧館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する 条例について
- 日程18 議案第20号 郡上市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第21号 郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程20 議案第22号 郡上市水道事業料金等に関する条例の一部を改正する条例について

日程21 議案第23号 郡上市資源ごみ回収施設「エコプラザ」の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例について 日程22 議案第24号 郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例について 日程23 議案第25号 郡上市高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正 する条例について 日程24 議案第26号 郡上市学校給食費徴収条例等の一部を改正する条例について 日程25 議案第27号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について 日程26 議案第28号 郡上市佐藤鐡太郎奨学基金条例を廃止する条例について 日程27 議案第43号 平成26年度郡上市国民健康保険特別会計予算について 日程28 議案第44号 平成26年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について 日程29 議案第45号 平成26年度郡上市下水道事業特別会計予算について 日程30 議案第46号 平成26年度郡上市介護保険特別会計予算について 日程31 議案第47号 平成26年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について 日程32 議案第48号 平成26年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について 日程33 議案第49号 平成26年度郡上市駐車場事業特別会計予算について 日程34 議案第50号 平成26年度郡上市宅地開発特別会計予算について 日程35 議案第51号 平成26年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について 日程36 議案第52号 平成26年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について 日程37 議案第53号 平成26年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について 日程38 議案第54号 平成26年度郡上市大和財産区特別会計予算について 日程39 議案第55号 平成26年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について 日程40 議案第56号 平成26年度郡上市牛道財産区特別会計予算について 日程41 議案第57号 平成26年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について 日程42 議案第58号 平成26年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について 日程43 議案第59号 平成26年度郡上市下川財産区特別会計予算について 日程44 議案第60号 平成26年度郡上市明宝財産区特別会計予算について 日程45 議案第61号 平成26年度郡上市和良財産区特別会計予算について 日程46 議案第62号 平成26年度郡上市水道事業会計予算について 日程47 議案第63号 平成26年度郡上市病院事業等会計予算について 日程48 議案第64号 郡上市白鳥ふれあいの館及び郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管

理者の指定について

日程49 議案第65号 高鷲叭高原スポーツ広場の指定管理者の指定について

日程50 議案第69号 財産の無償譲渡について(郡上八幡吉田農林集会所)

日程51 議案第70号 財産の無償譲渡について(小間見集会所)

日程52 議案第71号 財産の無償譲渡について(白鳥コミュニティ消防センター)

日程53 議案第72号 財産の無償譲渡について(前谷集会所)

日程54 議案第73号 財産の無償譲渡について(石徹白農村センター)

日程55 議案第74号 財産の無償譲渡について (二日町地区第1コミュニティ消防センター)

日程56 議案第75号 財産の無償譲渡について(高鷲大洞集会所)

日程57 議案第76号 財産の無償譲渡について(障害福祉サービス事業所みずほ園)

日程58 議案第77号 財産の無償貸付けについて (八幡町柳町字一の平地内)

日程59 議案第78号 市道路線の認定について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	山川	直保	2番	田	中	康	久
3番	森	喜 人	4番	田	代	は~	江
5番	兼山	悌 孝	6番	野	田	龍	雄
7番	鷲 見	馨	8番	Щ	田	忠	平
9番	村 瀬	弥治郎	10番	古	Ш	文	雄
11番	清 水	正 照	12番	上	田	謙	市
13番	武 藤	忠 樹	14番	尾	村	忠	雄
15番	渡 辺	友 三	16番	清	水	敏	夫
17番	美谷添	生	18番	田	中	和	幸

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市		長	日	置	敏	明	副	市	長	鈴	木	俊	幸
教	育	長	青	木		修	市	長公園	室長	田	中	義	久
総	終 部	長	服	部	正	光	総系	条部付	部長	缶	藤	胮	暗

健康福祉部長 羽田野 博 徳 農林水産部長 野田秀幸 商工観光部長 山下正 則 商工観光部付部長 野 正 文 水 建設部長 武 藤 郎 環境水道部長 平 澤 克 典 五. 会計管理者 三 島 教育次長 細川 竜 弥 哲 也 郡上市民病院 消防 長 川島和美 事務局長 猪島 敦 国保白鳥病院

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長

藤代

議会事務局 議会事務局長 池場康晴 議会総務課長 丸井秀樹

求

議会事務局 議会総務課長 河 合 保 隆 補 佐

◎開議の宣告

〇議長(清水敏夫君) 議員各位におかれましては、連日の質問、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

(午後 4時15分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(清水敏夫君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、5番 兼山悌孝君、6番 野田龍雄君を指名いたします。

◎議案第4号から議案第78号までについて(質疑・委員会付託)

〇議長(清水敏夫君) 日程2、議案第4号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてから、日程59、議案第78号 財産の無償貸し付けについて(八幡町柳町字一の平地内)までの58議案を一括議題とし、質疑を行います。

58議案のうち、質疑通告のあった議案の質疑を行います。

初めに、議案第17号について質疑を行います。

12番 上田謙市君の質疑を許可いたします。

12番 上田謙市君。

- ○12番(上田謙市君) 今の議案第17号の消費税が増税される後のこの使用料について、一通り計算をしたんですが、明宝農産物加工場と旬彩館やまとの朝市の改正金額に、どうしてこうなるのかわかりませんでしたが、今配付された資料を見ると、合点がいきました。きっとこの資料の説明があると思いますので、まず説明を聞きたいと思います。
- ○議長(清水敏夫君) それでは、答弁を求めます。

農林水産部長野田秀幸君。

〇農林水産部長(野田秀幸君) 今資料を見ていただいたということで、ありがとうございます。

まず、この使用料につきましては、現行の使用料が消費税がかかる前の使用料が幾らであるかということをまず算出をさせていただいて、その算出した額にもって1.08を掛けて今回の改正額というふうにさせていただいておりますので、例えば1,050円なんていうのは確実に1,000円であるということがわかりますけれども、そうでない今のここにございますような明宝農産物加工場の場合ですと、現行が2,500円というふうになっておりますので、これにつきまして、例えば1.05で、今かかっとる額で割り戻しをしてもらいますと2,380円95銭というふうになります。この額について、

これを100円未満で切り上げて、もとは2,400円であったであろうということでございます。

それで、その下の米印の下を見ていただきますと2,400円に1.05を掛けますと2,520円というような額が出てきまして、この20円を切って2,500円になるといったことから、もとは2,400円であったというふうに計算をいたしまして、この2,400円に1.08を掛けますと2,592円になるということから、2,500円という額を今回出させていただいております。

やまとの朝市につきましても同様の計算方法でございまして、まず、消費税のかかる前の額を算出させていただいて、それに1.08を掛けさせていただいたということで、単純に1.05で割って、1.08を掛けますと、若干数字は違ってきますので、その辺のところで、議員御質疑のところとの差はそういったことでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

(挙手する者あり)

- 〇議長(清水敏夫君) 12番 上田謙市君。
- ○12番(上田謙市君) そういうことで理解しますが、ただ、旬彩館やまとの朝市については、これは合併してから建てられた建物ですね。このときに恐らく6万円という使用料金の設定は内税やったという考え方やったと思います。そうすると、この資料でいきますと、5%の消費税が課税される前の金額は5万7,142円やということで、これを100円未満切り上げということは、細かい話ですが、五十六、七円値上げするという解釈もできるわけですね。

上のやっぱり2,500円のほうもそうやったと思う。恐らく内税のままできておって、計算したら端数が出るのは、これ内税、そのときに内税も何もない、料金が2,500円でいいんやということできとったもんで端数が出るのは当然なんやけども、細かい話ですが、明宝農産物加工施設の場合も19円ほどは値上げやというふうに指摘を受けても、私やむを得んような気がするんですが、その辺はどうですか。

- 〇議長(清水敏夫君) 農林水産部長 野田秀幸君。
- ○農林水産部長(野田秀幸君) 実は、この消費税を転嫁するときに、どういう計算方法にするかということで相談をさせていただいたときに、今当然8%ということにはなりますけれども、今後また10ということも近々そういったことも想定されるといったことから、もとの額を幾らであるかということを押さえないと、この次のときにもまた主張が出てくるであろうといったことから、もとの額を今内税のものもありますけども、ものもありますというか、そういうものもあるんですが、それを、じゃ、もとは幾らやったかといったことを押さえさせていただきたいといったことから、こういったことにさせていただきました。

例えば、やまとの朝市ですと、下のほうの枠で囲った上のところで5万7,200円を1.05掛けます と6万60円になるといったことです。この額で6万60円であれば、60円を切り捨てて6万円であっ たであろうといったことで、5万7,200円というのをもとに押さえさせていただいたということで、 これが値上げとか、そういったことじゃなくて、前のときに切り捨てがしてあって、60円切り捨てがしてあったといったことから、そういったことで、その分を値上げするという意味はございませんので、よろしくお願いしたいと思います。

(挙手する者あり)

- 〇議長(清水敏夫君) 12番 上田謙市君。
- **〇12番(上田謙市君)** こういう考え方に立てば、全く計算上ミスはないんで了解をします。
- ○議長(清水敏夫君) 議案第17号について、関連の質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 以上で、議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第19号について、質疑を行います。

12番 上田謙市君の質疑を許可いたします。

12番 上田謙市君。

〇12番(上田謙市君) 白鳥道の駅施設の食堂、あるいはテナント、試食コーナーの利用料の額について考え方をただしたいというふうに思います。

一つは、例えばですが、議案第19号の12ページを見ていただきますと、新旧対照表があります。 旧のほうでは、一月の売り上げ金額が30万円以下のときは売り上げ金額の5.25%、新のほうでは、 これは5%に、いってみれば掛け率を下げてありますし、10.5%の旧のほうが10%というふうに掛け率が下げてあります。この下げられた理由はなぜかということと、例えばで計算をしてみたんですが、例えば、これ30万円というのを売り上げ金額を境にして、利用料の掛け率に2倍の相違があります。例えば、29万5,000円の売り上げの場合、これに利用料を掛けるわけですから、5%の利用料を掛けると1万4,750円の利用料を支払わなければなりません。29万5,000円より1万円多く売り上げて30万5,000円の場合は10%掛けて3万500円の利用料を払わなければならないということで、1万円の売り上げ金額の高によって1万5,750円高くなるという計算が成り立つんじゃないかと思いますが、御説明をいただきたいと思います。

〇議長(清水敏夫君) 答弁を求めます。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長(山下正則君) 今御質問いただきましたのは2点だったと思います。

1つは、新旧対照表の12ページ、それから13ページと15ページにあります率で店舗料をいただく 件が一つと、それからもう一つは、売り上げ金額を30万円を境にして、利用料の掛け率に2倍の格 差があるがどうなっておるかという2点だったと思います。

まず1点目でございますが、今回、消費税に伴います使用料の改定に当たりまして、市の統一した消費税の転嫁方法ということで検討をしてまいりました。

単純に今、野田部長のほうが御回答申し上げました、御答弁申し上げましたように、庁内のほうで協議会を持ちまして、そこで打ち合わせをしたわけなんですが、一つは8%という点と、もう一つは表記の違いを改めるということも実施をしております。

これは最初の議案の説明の折にもお話をさせていただいておるところでございます。

今御質問のあった件については、まさに、その表記の部分でござまして、店舗料につきまして、 売り上げ額に一定率を掛けて徴収するという表記の条例に、一つは外税の売り上げに率を掛けて算 出する表記ということで、現行今10.5%になっとるわけなんです。これは外税表記です。今回改正 いたしまして、内税の売り上げ表記をしたいということで、これを10.0%に改めるという表記の見 直しを図っております。

これはどこに基づきますかといいますと、総額表示の原則がありますもんですから、まずは、そ の消費税総額表示の原則に従うと、内税全体での表記が正しいでしょうということでございます。

なお、この条例の中にもう一つありまして、フォレストパーク373のコテージの宿泊料についても、これ外税になっておりますもんですから、税別という表記にしてありますもんで、これも新たな条例改正の中で内税という総額表示に変えたいということでございます。

今回の見直しで、その率の、見かけ上の率は下がりましたけど、表記の違いによる事務の混同を 避けるための改定ということで御理解をいただきたいと思います。基本的な考え方は変えてはござ いません。

それからもう一つは、売り上げ金額30万円を境にして、利用料の掛け率が2倍の相違があるということは、これは実は旧白鳥町時代の計算っていいますか、計算根拠に基づきまして、昭和62年に白鳥の物産センターを建設した折に、この基本的な条例が定まっております。これはどうやって積算したかといいますと、近隣のテナント料等を調査して、その平均値から店舗料が決められたというふうにして、その経過を聞いてございます。その後は、白鳥の道の駅白鳥、これが平成6年の3月に供用開始されておるもんですから、その際にこの白鳥物産センターの規定をもとに条例が制定されておるというものでございます。

したがいまして、旧白鳥町で条例制定がなされたものについて、平成16年に新市が合併の調整の 折、引き継いでおるということで今に至っておるということでございます。

その2倍の相違についてですが、基本的な考え方は売り上げ額に対して10%の掛け率で徴収する ということが基本として定められておるという中で、零細事業者に配慮するために月売り上げが30 万円未満の事業者については半額の5%に設定をしておるというのが、その白鳥町の考え方の根幹 にございました。

ちなみにでございますが、今現在売り上げ30万円以下の率で徴収している店舗はございません。 全て30万円以上となってますので、よろしくお願いをいたします。 以上でございます。

(挙手する者あり)

- 〇議長(清水敏夫君) 12番 上田謙市君。
- **〇12番(上田謙市君)** 数字で示しましたけれども、1万円の売り上げ金額の違いで利用料が大きく変わるということが、この表をもとにすれば明らかな結果になるんで、この利用料の設定は非常に不合理だというふうに思います。

なぜなら、いろいろな考え方はあるかもしれんけれども、売り上げ金額が大きくなるほど掛け率 を低くして売り上げを上げてもらうと、今聞きますと30万円以下のところはないということで、こ のことであれやと思いますが、例えば10%下げるなりにしても、もっともっと売り上げを上げてく れよというふうにひとつ持っていく必要があるとは考えますが、どうでしょうか。

- 〇議長(清水敏夫君) 商工観光部長 山下正則君。
- **〇商工観光部長(山下正則君)** まず一つの考え方といたしまして、この店舗料については、固定で 定めておるところと、ここで率で定めておるところがございます。

率で定めておるのは、先ほど言いました――済いません、先ほどちょっと説明を省略いたしましたが、この道の駅と、それから美並の総合案内所のフロア店舗料というのが2件ございまして、先ほど申し上げましたのは、売り上げ30万円以下の率で徴収している店舗はないということで、今のところその5%に動いても特に影響はないわけですから、これについては当然利用料金制になっておりますもんで、今指定管理者とまた協議をいたしながら、このあたりの率は改定すべきものは改定をしていきたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

- 〇議長(清水敏夫君) 12番 上田謙市君。
- **〇12番(上田謙市君)** 今言いましたように、合理性を持った設定を検討していただいたいという ふうに思います。
- ○議長(清水敏夫君) 議案第19号について関連の質疑はありますか。

(挙手する者あり)

- 〇議長(清水敏夫君) 1番 山川直保君。
- **〇1番(山川直保君)** 済いません、ちょっと見とって気づいたことですけれども、これたばこの自 販機1台につきというのがございますけれども、例えば道の駅の白鳥とか、ほかの施設にはたばこ の自販機は設置がないのかということを、たしかあったような気がするんですけど、そういうもの はほかの施設にはなかったかどうかということをお尋ねいたします。
- **〇議長(清水敏夫君)** 答弁をお願いします。

商工観光部長 山下正則君。

〇商工観光部長(山下正則君) 自動販売機につきましては、このたばこ以外でも各施設にございます。

(挙手する者あり)

- 〇議長(清水敏夫君) 1番 山川直保君。
- ○1番(山川直保君) 白鳥の道の駅には、僕はたばこの自販機に限って申し上げてますが、これには載ってませんので、たばこの自販機が置いてあるのではないかなと私は思うので申し上げておるわけでありまして、たばこの場合は、たばこのそうした許可がない限りはどこでも置いてもいいんですけれども、しっかりと帳場、もしくは販売するレジから見渡せる場のところになければならないといったような規定や、それも、しかも代理で、たばこ屋さんの代理で設置という、ここに置いてもいいんですけど、代理で設置ということで、ちゃんと検査に今でも来るようなシステムになっておると思うんですけれども、この条例上に書いてないところにはたばこの自販機はないわけですね。
- 〇議長(清水敏夫君) 商工観光部長 山下正則君。
- **〇商工観光部長(山下正則君)** この設置及び管理に関する条例には記載されておりまんが、たばこの自販機はあると、今思いますとしか言えないんですが、手元に資料ございませんもんで。

- 〇議長(清水敏夫君) 1番 山川直保君。
- ○1番(山川直保君) このたばこは、もし道の駅にそれがなしで、この条例に載っとらずに、たばこの自販機が。もしも設置してあるとするのならば、あの道の駅とかには、たばこを売るそうした権利、許可がもともとある、たばこの扱いある店舗として認められたと思います。そうじゃない限り、もし置いてあるとしたら、代理として申請がされてない場合については、それは違法なものでありまして、これはほかの2万1,600円、こういうふうに自分がたばこ売ったでっていってもらうお金じゃないんですね、設置させてくださいという代理で置かれてるものでありますから、もし置いてあるとすれば違法なものではないかなという、違法性なものでないかなと。もし違法性じゃなければ、この条例にないからといって、新規にでもそれ調べられて管理者が置いたわけですから、上げられるべきと考えますがいかがでしょうか、確認します。
- 〇議長(清水敏夫君) 商工観光部長 山下正則君。
- ○商工観光部長(山下正則君) 今手元に資料のないところで答弁しておりますもので、まことに申しわけないんですが、この辺はもう少し精査いたしまして、そのたばこがどういった手続を踏んでたばこの自販機が置いてあるかどうかというのはもう少し精査したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(清水敏夫君) そのほかよろしいですか。

- ○議長(清水敏夫君) では、以上で、議案第19号の質疑を終わります。
 - 次に、議案第43号について質疑を行います。
 - 6番 野田龍雄君の質疑を許可します。
 - 6番 野田龍雄君。
- ○6番(野田龍雄君) 先ほどもちょっと触れたんですが、この国保税の引き下げについては検討を されたかと、十分な財政のゆとりがないということから、されなかったという答弁やったですけれ ども、私、市民の国保税負担増が1億1,500万円ぐらいふえてる中で、今回実質収入はもうちょっ と少なくて、ちょっと今記憶がありませんが減っております。

そういう中で、市の引き上げを補填するというか、軽減する意味で出された市の繰り入れが、やっぱり 1億1,000万円ほどあったというふうに思っておるんです。 1億円と言ったかな、当時はね。それを今度7,500万円に減らして、そして、これまで積み上げられた基金が 4億2,500万円ぐらいになっておるものですから、その中から7,500万円を入れたと、基金というものは、そういう運営上難しいときに、そこに入れるということで、それは決して間違っとるやり方ではないと思いますけれども、市民からは実質上 1億円以上の引き上げをしてきたわけでね、 3年間。今多少はその理由もちょっと聞きたいと思うんですけれども、市民の国保税の額が減っております。それで少しふやしたということで、基金と市の一般会計の投入によって 1億5,000万円ほど投入したという形になったという理解をしてるんです。これはもうちょっと詳しく国保税の審議の中で明らかにしてほしいと思ったんですが、そのためにもきょうちょっと質問しとるんですけど、その辺の考えについて。先ほどお聞きしました。難しい、今の中で難しいので基金から取り崩したというふうにお聞きしたんですけれども、市民の負担、それから国保税の滞納等を考えた上での判断をお聞きをしたいと思います。

〇議長(清水敏夫君) 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長(羽田野博徳君) 国保税の御質問をいただきました。

現在の国保の税率でございますけれども、平成23年度に国保税の引き上げを行って、今年度まで据え置きとしてございますけれども、平成22年度当時でございますが、議員御存じのように、医療費が急増する状況の中で、その後の膨大な医療費給付の拠出の財源というものを確保するために、23年度には平均で約10%の国保税の引き上げをさせていただいたところでございます。

当時は、国保税が約3億円不足するという状況にございまして、かなりの引き上げが必要でございましたけれども、国保税の引き上げを最小限に抑えるという配慮から国保税を10%引き上げることで約1億円を確保させていただき、一般会計からは法定外の繰り入れで1億円、そして基金の取

り崩しで1億円を負担し合うということで3億円の財源を確保することとしたものでございます。

こうして23年度でございますけれども、13億3,300万円の国保税を確保することができたわけで ございますが、その後は被保険者数の減少であったり、課税所得基準額の増加傾向が見られなかっ たということから、24年度の国保税は13億700万円と2,600万円減少をしております。

そして、今年度におきましても、さらに予測でございますけれども、4,000万円ほど減少する見込みとなってございます。

22年度の後半の医療費の伸びが年度後半で鈍化をしたということであったり、23年度医療費の伸びが予想を下回っておったということ、そして国保税の負担緩和策として御存じの毎年一般会計から1億円の額を繰り出してきたことなどの影響によりまして、国保税の税率を改定することなく据え置いているということと同時に、24年度において3億円の基金を積み上げることができ、現在基金残高でございますけれども、約4億3,000万円までに回復することができたということでございます。

しかしながら、国保会計の実質収支でございますけれども、平成23年度は5,600万円のマイナス、24年度にあっては7,700万円の赤字ということで、今年度、平成25年度におきましても、依然として赤字体質であることには変わってございません。

こうした状況下にございまして、平成26年度の予算編成に当たりましては、1人当たりの医療費でございますが、その伸び率を3%と推測をいたしますと26年度の国保財政は今年度同様に赤字体質となる見込みでございまして、先ほど話がございましたように、約1億5,000万円の財源不足となります。

この不足分の財源確保につきましては、国保税の引き上げを行うことなく一般会計から7,500万円の繰り入れと、基金から同額の7,500万円を取り崩して賄うこととしてございます。

こういったことから、国保財政を今後も安定して維持をしていくためには、国保税を引き下げる 余裕はございませんので、どうかそのあたりを御理解をいただきたいと思います。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 先ほどお聞きしたとおりでありまして、ことしも26年度は1.5億円の不足が 見込まれるということで、これを基金7,500万円をここへ繰り入れますと、基金もどのぐらいにな りますか、3億6,000万円ぐらいになるんですか、そういうふうになってくると。

この前お聞きすると、できれば基金が3倍ぐらいという話やったかな、当時のあれにしてね。大 体5億円から6億円ぐらいというのを、そういう指導があるといいますか、そういう一つのめどが あって、それを勘定に入れながらやっとるということでございました。

私、郡上の市民の、これは教えていただきたいんですが、所得というのは、決してそんなに県下

でも高くないというふうに思うんですね。その中で、今県下では、この国保税の額が何番目ぐらいになってるのか。たしか中よりもちょっと上じゃなかったかというように思うんですが、そういった点も含めて、こういう所得状況、そして保険税を支払う能力の点について、かなり困難ではないかという気がしますので、その辺の資料を示していただきたいと思いますが、これ本当は今後の検討の中で明らかになると思いますが、ここでひとつお願いをしたいと思います。

〇議長(清水敏夫君) 答弁をお願いします。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

〇健康福祉部長(羽田野博徳君) 今細かい数字は持ち合わせてございませんけれども、今、郡上市でございますが、1世帯当たりの保険料でございますが、19万7,475円という数字を持ってございます。

これが県下においてどういう状況にあるかということでございますけれども、県内21市中、これ 高いほうからでございますけれども、8番目に今位置しておるというところが現状でございます。

県下の21市については、そこにお暮らしの人口であるとか、さらに所得の水準であるとか、それから課税の方法についても若干の差異があるというところでございますが、いずれにしましても、 先ほど申しましたように、郡上市の現状というところは、非常に厳しい状況にあるというところで、 実質収支についてもプラスにはまだ転換していないという状況でございますので、新年度の予算に つきましては、先ほどお話をさせていただいたように、一般会計、さらに一部基金からも同額の繰り入れをもってこの不足額を確保していきたいと、そういう考え方での予算を計上をさせていただいたところでございますので、よろしくお願いをいたします。

(挙手する者あり)

- 〇議長(清水敏夫君) 6番 野田龍雄君。
- ○6番(野田龍雄君) ちょっと所得水準についてわかりませんか。
- O議長(清水敏夫君) 所得水準について答弁できますか。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

〇健康福祉部長(羽田野博徳君) 申しわけございません。ちょっと今手持ちの資料がございません ので、この後の委員会等でまた必要な資料については御説明を申し上げたいというふうに思います ので、よろしくお願いいたします。

(「一言」と6番議員の声あり)

- **〇6番(野田龍雄君)** 済いません、3回目ちょっと終わりましたんで、あとまた委員会のほうで資料等を検討していただくと思いますので、御了承いただけますか。
- ○議長(清水敏夫君) そのほかの関連質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 以上で、議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案第46号について、質疑を行います。

- 6番 野田龍雄君の質疑を許可します。
- 6番 野田龍雄君。
- ○6番(野田龍雄君) この介護保険特別会計なんですけれども、この介護についても保険料も少しずつですが負担がふえております。そして、同時に、サービスは今回の国の発表でも軽度の介護サービスについては地方自治体のほうへ任せてるんやと、介護保険からは排除しようというようなことを聞いておりますが、これは何か逆行しておるんじゃないかと私は思うんですけれども、せっかくこういう制度があって、多くの方がこれの恩恵に浴してみえます。しかし、実際にはそれに浴していない人もある。先ほど話が出ました待機者などもかなりあって、実質的にはどうなっておるかということもお聞きしたいと思いますので、そういうことも含めた御答弁をお願いしたいと思います。
- 〇議長(清水敏夫君) 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長(羽田野博徳君) 介護保険についての御質問でございます。

まず、介護保険料でございますが、平成26年度の介護保険特別会計の予算案の歳入の保険料でございますけれども、6億4,619万1,000円を計上し、前年度対比では1,105万8,000円の増となってございます。

平成26年度中に団塊の世代と呼ばれております65歳に到達される第1号被保険者でございますけれども、860人というところの数字を持ってございますが、この人数は前年度に対しまして400人ほど多いというところが保険料の増加要因でございます。

なお、保険料でございますけれども、現在の第5期の介護保険事業の計画の中で定めをしてございまして、平成24年から平成26年度までの3年間につきましては、一月当たりの基準額でございますけれども、3,940円ということでお願いがしてございます。

そこで、介護保険制度の改正というところで、議員御存じのように、今国のほうで審議が進められておるところでございまして、これに関連する法案がことしに入りまして、2月の12日に閣議決定をされまして、同日に国会のほうに提出がされております。

この法律案、一括法という形になっておりますけれども、このうち介護保険に関するところでございますけれども、大きく5つほどの大きな改正というものが予定をされておると、審議をされておるということでございまして、1つ目が現在、全国一律となってございます訪問介護、それから通所介護、この予防給付を地域の実情に応じた取り組みにする地域支援事業に29年度末までに移行をしていくということ、このことにつきましては、市町村が取り組んでいくというような形に切り

かわるということが1点目でございます。

2点目につきましては、特別養護老人ホームでございますけれども、在宅での生活が困難な要介護3以上の方を支えるというふうな機能にするということ、3点目でございますが、保険料についてでございますけれども、世帯全員が非課税の低所得者につきましては、さらにその軽減を拡大をしていくというようなところが盛り込まれておりますし、自己負担金につきましては、一定以上の所得がございまして、負担能力のある利用者の方については2割へ引き上げるということ、それから低所得者の施設利用者の食事であるとか、居住費を補填する、いわゆる補足給付という名前で呼んでございますけれども、この要件につきまして、預貯金などを追加をすると、そういった条件を付するというような見直し、こういったところが今国会の中で法律案として上程をされまして、現在、審議をされているところでございまして、こういった改正でございますけれども、これからさらに進むであろう超高齢化社会に向けた中で、制度を持続可能なものとするための改正ということで、殊今ほど申しました要支援者に対する予防給付の見直しということについては、本市としても大きな課題として受けとめているところでございます。

今後、市としましては、国の動向というものを注視することは当然のことでございますけれども、 他の自治体の取り組みにつきましても参考とさせていただく中で、地域資源の活用であるとか、現 在、市内にございます複数の介護サービス事業所との調整を図る中で、現在の高齢者在宅福祉サー ビス、こういった見直しも含めた検討が必要であるというふうに考えてございます。

具体的には新年度予算の中でも予算計上をさせていただいておりますが、平成27年度から29年度までの3カ年間を計画期間といたします高齢者福祉計画第6期になりますが、介護保険の事業計画、この計画の策定に当たりまして、今年度既に実施をしてございますけれども、日常生活圏のニーズ調査、こういった結果を含めて、広く御意見を頂戴する中で、この6期の計画の中に具体な取り組みについて、施策について盛り込んでまいりたいと、そんなことを思ってございますので、よろしくお願いをいたします。

- ○議長(清水敏夫君) ここで、あらかじめ時間延長をいたします。よろしくお願いいたします。 (挙手する者あり)
- 〇議長(清水敏夫君) 6番 野田龍雄君。
- ○6番(野田龍雄君) 今のお話の中で、今後の課題でもあるというようなことでしたが、今わかっておるところで、この会計及び今後の計画の中で問題となるものは、今幾つか言われたと思います。特養が介護度3以上のところになると、それ以下の人たちは追い出されるというか、利用できなくなるということになるんですが、あるいは介護通所や介護、訪問介護とか通所介護が今まで介護制度の中でできたものが、地域のサービスのほうへ振りかえられていくと、あるいは保険料については、特に負担能力のある方は2割にしていくんだという、こういう問題、それから低所得者につい

ても預貯金を考慮して、あれば、取り上げていくということになるんですか、そういうようなことで、持続可能な制度の構築を考えていくということですが、私、そういうやり方の持続可能性っていう、可能な制度というのは、どうも、そういう市民、国民に対して負担を押しつけながらやっていくということであって、どうも好ましいものではないし、下手をすれば今でも年金の中から介護料を払うのはえらい、特に高齢の方は後期高齢者の保険を払っていかないといかんということで、非常に怨嗟の声といいますか、全くかなわんなと、しかも年金まで下がっていくんやと、こういう声を聞きますので、そういう市民の悩みといいますか、困ってみえる声にどう応えていくかということが、この市のあり方やというように思うんです。その点での、もし今の段階の中で、これ先の計画になりますから、6期の、まだ先なんですけれども、市としてはこういう点でそれなりの方向を見出していきたいというのがあれば出していただきたいというように思います。

○議長(清水敏夫君) 答弁ありますか。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

〇健康福祉部長(羽田野博徳君) 今、市のほうには、国のほうで審議が進んでおります改正の情報 について逐次頂戴をしておるところでございます。

先ほど大きく5点ほどの改正というようなところ、ポイントについて審議が進められておるというお話をいたしましたが、当然その地域資源と申しましても、郡上市の中にある資源というものをいかに有効に活用していくかということ、さらに、とりわけ要支援者に対して、今後どういう形で地域支援事業に円滑に移行していくかというところにつきましては、先ほどもお話をいたしましたが、今現在、市内でいろいろお世話になってございます事業所の方々の御意見をお伺いするということ、さらには国のほうの方針でNPOであるとか、ボランティアの方々の支援、強力もいただきながら、そういった支援が必要な方々に対するサービスをより拡充をしていくということで、いずれにしましても、サービスの提供におきましては、今現在の介護給付という保険の枠の中から地域支援事業のほうへ移行するということではございますが、ただこの財源につきましては、今国のほうから示されている案によりますと、現在の介護保険給付と同等のいわゆる財源等をもって対応をしていくというところは、国のほうからの情報の中にも入ってございます。

いずれにしましても、その受け皿というものをどういう形で有効に、いわゆる構築をしていくかということについては、先ほども申しましたように、現在、市民の方々からいただいておりますニーズであるとか、さらには、地域資源と申しましたけれども、地域における受け皿という部分の利用料もしくは、さらに必要なところでの取り組みがどういう形で展開できるかということも含めまして、来年度策定をいたしますこの計画の中で具体的な検討を進めてまいりたいというふうに思ってございますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(清水敏夫君) 6番 野田龍雄君。
- **〇6番(野田龍雄君)** 先のことですので、まだまだ具体的にどうということはないということのようなお話だというように思います。

その中で、非常に市長は県のそういう介護保険の運営連絡協議会ですか、そういうところとも関係がありますので、ぜひ市長としてはもうちょっと具体的にこんなことは考えておるがということがあればちょっとお聞かせ願いたいと思います。

- 〇議長(清水敏夫君) 市長 日置敏明君。
- ○市長(日置敏明君) 介護保険の今後のあり方ということでありますけども、私としては、やはり一番大事なことは、できるだけ郡上の市民の皆さんが介護をしてもらうという状況にならないように、できるだけ介護予防とか、そういったことにやっぱり力を入れていかなければいけないということは痛感をいたしております。

ただ、今の介護保険のほうの保険料も、これは大変なこともよくわかっておりますが、これをこのままという形になると、今度は、じゃ、一体何で補うかと、そうするとやっぱりもっと公費の国費を出したらどうかとか、そういう話になるか、あるいは1号被保険者でなしに、2号被保険者の40歳から64歳までの方々の払う、現役の負担をどうするかという問題もあるわけなんですけども、少なくとも公費を払おうとすると、消費税とか何かそういう税の問題に突き当たると、それで消費税も上げてはいけないというようなことになりますと、一体だれがこの高齢化をしていく日本の高齢者等の介護を担っていくのかと、こういう話になるので、今見直しがいろいろされていること、5点ほど言いましたけれども、こういうものはある程度、しかしやむを得ない論点であるというふうに思っております。

しかし、健康福祉部長が答弁しましたように、具体的にいろんな通所であるとか、そういった在宅、訪問介護とか、そういった問題が新しいカテゴリーの中に組み入れられるということについて、 具体的に郡上市としてそういうものを受け入れていくことができるかということは、十分議論をしていきたいと思います。

一概にそれが地域の実情に合ったそういうサービスができるという意味では、全く悪いことであるかどうということはよく考えなければいけないというふうに思っております。

特に通所とか、訪問介護とかというのは、先ほど部長が申し上げましたように、今までの介護保険の中でやられている財源の枠組みでカバーをされるということですので、ただ、今の介護保険のサービスのように、全国一律の介護のサービスの経費が決められていて、それっていうことではないという点が出てきますが、そのことが郡上市のような地域にとってどうなのかという点は十分詰めていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長(清水敏夫君) 以上で、6番 野田龍雄君の質問は3回を終了いたします。

議案第46号について、関連の質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 以上で、議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案第50号について質疑を行います。

11番 清水正照君の質疑を許可します。

11番 清水正照君。

○11番(清水正照君) それでは、50号についてお伺いをいたしたいと思いますが、宅地開発の関係ですが、歳入歳出の明細を見ますと、販売予定が1区画を見越して、これ546万1,000円、歳出のほうで一般管理費84万1,000円、予備費として467万円というようなことで計上がされておりますが、この予備費について一般管理費の一般会計への繰出金というような形で計上して、予備費については、相応の額を計上するべきではないかなと思います。

昨年25年度も予備費5万円というような計上がされておりますが、それともう一つは、公債費の 償還が25年度で終了して、この特別会計として残す必要があるのか、その点についてお伺いをいた したいと思います。

〇議長(清水敏夫君) 答弁を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長(武藤五郎君) 宅開の関係でございますけれども、今議員御指摘のとおり、26年度については1区画の売却を見込んでの予算組みをしとるわけですけれども、歳出の一般管理経費等の必要経費以外につきましては、一般会計への繰出金というようなことも検討はしてみましたけれども、分譲地につきましては、ここ二、三年売れていないのが現状でございます。

そういった中で、販売が確定した段階で補正予算等で、その辺については一般会計の繰出金という形で計上させていただきたいというふうに考えておりますけれども、当初においては予備費ということで組ませていただきました。それから、特別会計として償還が済んだのだから残っているということにつきましてですけれども、円山団地につきましては、平成14年から15年に開発許可を受けて、5~クタール以上あるということで、35区画の整備をされました。そういった中で28区画は完売しておりますけれども、まだ現在7区画が残っていると、そういった中で、やはり償還をしとるというようなこともあって、特別会計でやってこられたというふうに思っておりますけれども、そういった中で、やはりあと7区画の販売終了までの事業費等を明確にするためにも、やはり存続したほうがいいのではないかということが1点と、あと一つは、この特別会計の形として残すことによりまして、今後の分譲地の販売促進に向けても、職員の努力意識を再度持つためにも存続したほうがいいんではなかろうかというような観点から、継続していくということにしましたので、よろしくお願いします。

- 〇議長(清水敏夫君) 11番 清水正照君。
- ○11番(清水正照君) ありがとうございました。

わかりましたが、そうしますと、今後この特別会計として残しながら、このような計上をしてい くというような形でよろしいんでしょうか。

いずれにしても、この7区画もそうですが、白鳥にあります分譲地も、そういったところの販売 努力っていいますか、そのことについては、やはり努力をしていただきたいですが、この会計の予 算については、今後もこのような形での計上を続けていくというようなことでよろしいでしょうか。

- 〇議長(清水敏夫君) 建設部長 武藤五郎君。
- **〇建設部長(武藤五郎君)** 販売に向けては、より一層努力したいと思いますし、予算の計上の仕方 につきましても、こういったという言い方おかしいですけれども、このような形で進めさせてもら いたいと思っています。
- ○議長(清水敏夫君) 議案第50号についての関連の質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 以上で、議案第50号の質疑を終わります。

次に、議案第53号について質疑を行います。

- 6番 野田龍雄君の質疑を許可します。
- 6番 野田龍雄君。
- ○6番(野田龍雄君) 後期高齢者の医療特別会計予算についてでありますが、この制度につきましては、前政権のときに、これ解消したいと、多くのお年寄りから、何で我々だけ後期高齢者なんだと、差別だというような声もありまして、しかも、ここにおける負担は医療費がふえれば、それは直接保険料にも反映していくということで、このままではなかなかもっていけない制度であるという問題点がたくさん指摘されて、廃止になるんかなと思っておったんですが、またそういう努力も要望もしたりしたんですが、なかなかならずに、これが引き続いております。

それで、この後期高齢者医療制度について、事実上は何とかこの矛盾を解消して、少しでも改善していくというのが、現政権の一つの努力でなければならないというように思うんですけれども、市としては、この制度が始まって3年たつんですか、この制度についてことしもまたこういう格好でやらなきゃなりませんので、少しは改善をされているのかどうか、市としては、こういう制度についてどう考えてみえるかお聞きをしたいと思います。

〇議長(清水敏夫君) 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

〇健康福祉部長(羽田野博徳君) 後期高齢者の制度についての御質問でございます。

高齢化の進行に伴って医療費が増大をしてきておるということは御承知のとおりでございまして、 この後期高齢者の制度でございますが、これを全世代で支えていくということで、国民皆保険制度 を維持するために、平成の20年の4月に施行されたものというふうに理解をしてございます。

この制度の創設時につきましては、高齢者の方々からいろんな御意見であったり、多少の混乱があったように聞き及んでおりますけれども、保険料の軽減措置を充実させることや、それに対する国の財政措置などが講じられたこともございまして、6年が経過しようとしております現在においては、国民に一定程度の定着といいますか、一定の安定感ある運営がなされておるというふうに思ってございます。

こういった中に、昨年の12月でございましたが、今後の社会保障制度改革の全体像であるとか、 その道筋を示したいわゆるプログラム法案が施行されております。この法律では、国民健康保険、 この制度を都道府県に移管をする法案を来年の通常国会に提出するということを目指すということ、 また、後期高齢者医療制度につきましては、医療保険制度全体の改革の実施状況を踏まえて、必要 な見直しを検討するということになってございます。

新年度からでございますが、均等割保険料の軽減対象者が拡大されるということ、そのことに伴って減額となった部分でございますけれども、市町村で補填をするといった、そういった必要に応じた制度の見直しというものが随時進められることになってございます。

今春の消費税の引き上げでございますとか、年金の支給額の引き下げといった、非常に厳しい生活環境の中にございまして、持続可能な制度として安定して運営されることが市としましても大変重要なことであるというふうに思ってございます。皆様からの御意見に耳を傾けながら、国に対しましては、広域連合とともに必要に応じた制度改善の要望等について進めてまいりたいというふうに思ってございますので、よろしくお願いをいたします。

O議長(清水敏夫君) 6番 野田議員、よろしいですか。

- 〇議長(清水敏夫君) 6番 野田龍雄君。
- ○6番(野田龍雄君) 今は国の動きを御説明されたというようなことで、それについていろいろ今言われた中でも見直しを検討するとか、それから均等割の保険税の削減する部分を拡大するとかいうようなことを言われたように思うんですが、同時に市町村からの繰り入れをふやすって言われたんかな、そういうような動きがあるというように言われたんですけれども、安定した運営をっていうことは先ほども言われたけれども、本当にこれで安定してうまくいくというように私ちょっと思えんのですし、国へも要望を出したいと言われたんですが、出すとすればどういった点の要望を出すつもりでおみえなのか、まだこれから検討し、市民の声も聞いてからやられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

- 〇議長(清水敏夫君) 健康福祉部長 羽田野博徳君。
- **○健康福祉部長(羽田野博徳君)** 議員御存じのように、この後期高齢者医療制度でございますけれ ども、今県下広域連合として運営をさせていただいておるということでございまして、先ほど少し 触れましたが、軽減税率の拡大であるとか、そういったような措置については、さきの広域連合の 議会の中でも審議がされたということで、これは国の動きとして、県下もそのことを受けとめて、 この制度の安定した運営というものに努めていくというところでございます。

今郡上市単体として、国のほうへの要望というところは、具体的なところは持ち合わせてございませんが、今後において県下の広域連合の中での協議、また話し合いの中で必要に応じた措置を講じていきたいと、そんなところも思ってございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(清水敏夫君) 議案第53号について、関連の質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 以上で、議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案第64号について質疑を行います。

8番 山田忠平君の質疑を許可します。

8番 山田忠平君。

〇8番(山田忠平君) 議案第64号につきまして質疑を提出いたしていますが、まず、資料について 提出をお願いしましたところ、提出をいただきました。ありがとうございました。

この中で、当施設全体のことにつきましては、物産館を含めて木遊館、それからこの26年度を含めて24、25、26とまとめた、今これもプラスした指定管理だと思いますが、期間のことと、それから今ここには指定管理料はゼロになってますけど、結局全体的なことの474万2,000円の指定管理料の中にこれが入るという感覚でいいかということと、それから事業費の、この今全体の施設の中の補助金の残が残っておるのか、おらないのかということをまず資料説明を含めてお願いいたします。

〇議長(清水敏夫君) 答弁を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長(野田秀幸君) それでは、お手元のこういった写真つきの資料につきまして、まず 資料のほうで御説明をさせていただきますが、まず、写真のほう、航空写真を見ていただきますと、 配置図が出ております。真ん中のところに物産センターとありますのが、白鳥の地域特産物振興セ ンターでございます。この左端に木遊館とございまして、その中ほどのところに源助さんと書いて ございますのが、白鳥農産物処理加工施設という名称で、そばの源助さんでございます。その隣が ふれあいの館ということで、こういった配置になっておりまして、黒く線で囲ってありますところ が敷地ということでございます。

ですから、ふれあいの館、源助さん独自の敷地があるわけでございませんので、一体的になって

おりますので、そういったことでよろしくお願いしたいと思います。

裏のほうでございますけども、見ていただきますと、それぞれふれあいの館、それから白鳥農畜産物処理加工施設の明細が出ておりまして、建設年度につきましては、ふれあいの館が平成6年、源助さんにつきましては平成14年と、構造はふれあいの館が木造平屋建ての127.94平方メートル、源助さんのほうが90.72平方メートルと、耐用年数につきましては、いずれも24年ということでございます。

整備事業名につきましては、ここに書いてございますように、ふれあいの館につきましては、間 伐材利用促進事業ということで、補助率が2分の1と、それから源助さんのほうにつきましては、 アグリビジネス緊急支援事業ということで、これも補助率2分の1ということになっております。

事業費につきましては、ふれあいの館が2,178万4,000円と、源助さんが2,500万円ということで ございます。

敷地につきましては、先ほど言いましたように、全体的な敷地で申しわけございませんけれども、全体的に7,699.14平方メートルがございまして、そのうち公有地の分、これ去年、25年度におきまして、寄附とか一部購入した分でございますけども、この分が2,257.91平米あるということで、民有地が5,441.23平方メートルあるということでございます。

借地料につきましては、その民有地分でございますが、286万723円ということで、これは平米単 価が525.75円になっておる分でございます。

今御質問ございました指定管理料でございますけども、この2つの施設につきましては、指定管理というのは、始まった段階から指定管理料は0円でやらせていただいておりまして、特産物振興センターのほうにつきましては、トイレがあったり、駐車場があったりといったことで、その分が道の駅のルールでもって、この前、予算のほうでも説明させていただきましたけれども、474万2,000円というのがそちらのほうに出ておるということで、この2つの施設については指定管理料はゼロということでよろしくお願いしたいと思います。

それから、補助が残っているかということにつきましては、ちょっと今手元に資料ございません ので、また後ほどの機会で説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思 いします。

- 〇議長(清水敏夫君) 8番 山田忠平君。
- ○8番(山田忠平君) 予算審議の中でリニューアルのことにつきましてもいろいろ個々の質問があって、一応今、今度2,800万円かけながら、市のほうで1,000万円ほどの事業投資をされるわけですけれども、先ほど言いましたように、この農産加工物の関係、トイレの関係を含めた分の470万円となると、ほかの館のことはゼロですが、一体的な感覚で考えてはいかんのんかということをひょ

っと思うことと、それから、今民有地の286万円は市の支払いですね、指定管理者が払っとるんでないですから。それから、なおかつ株式会社白鳥へは、今ちょうどこのリニューアルを投資しながら、そしてまた、この一角の中にある森林組合の事務所がありましたね。これは賃借料は株式会社白鳥に入るんですね。そんなことをやっていくと、やっぱり業績が上がった場合、全体的にやっぱりこれぜひ業績を上げてもらいたいもんですから、そういう業績が上がった場合には、こういったことについての借地料等を納めてもらえるのかどうかということを含めてちょっと。

- 〇議長(清水敏夫君) 農林水産部長 野田秀幸君。
- **〇農林水産部長(野田秀幸君)** 議案のほうで、予算の関係で説明をさせていただきましたのは、その物産センターと書いてございますところが、今回改築予定をしていくというものでございます。

あわせまして、今回、議案の今の64号のほうで、今のふれあいの館と源助さんにつきましても株式会社白鳥のほうで指定管理を変更させていただきたいという思いで議案を出させていただいておりまして、そうなりますと、この木遊館も含めまして、全てが株式会社白鳥が指定管理をしていただくということになります。

そうなりますと、やっぱり一体的に管理がしていただける、スケールメリットが出てくるといったことから、そういったことで株式会社白鳥としても有利にやっていけるんではないかという思いをしております。

それから、指定管理料につきましては、当面、ことしはこの額でございますけれども、例えば将来的にどんどんお客さんが入るようになってもうかってきたということになりますと、当然、市としても指定管理料については考慮させていただきたいというふうに思ってますので、よろしくお願いしたいと思います。

(「了解」と8番議員の声あり)

〇議長(清水敏夫君) ありがとうございました。

議案第64号について、関連の質疑はありますか。

- ○議長(清水敏夫君) 6番 野田龍雄君。
- **〇6番(野田龍雄君)** 現在のふれあいの館と源助さんの営業といいますか、収入といいますか、売り上げってわかりますか。
- **〇議長(清水敏夫君)** 農林水産部長 野田秀幸君。
- ○農林水産部長(野田秀幸君) 申しわけございません。今手元に持っておりませんが赤字ではないです。若干ですが黒字であるといったことで、もしあれでしたら、また所管の委員会のほうに提出させていただいて、皆さんにもお配りさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
- **〇議長(清水敏夫君)** それでは、関連資料は後日配付をするということでよろしいですか。

(「はい」と6番議員の声あり)

○議長(清水敏夫君) 64号について、関連の質疑、以上でいいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 以上で、議案第64号の質疑を終わります。

次に、議案第78号について質疑を行います。

17番 美谷添生君の質疑を許可します。

17番 美谷添生君。

- ○17番(美谷添生君) この市道認定についてでございますけれども、この前、提案のときに説明はございましたけれども、県から市へ移管するということで、通常でありますと道路の改良がなされて、いわゆる近道ができたり、バイパスができたりということで、旧道処理をして、そして市のほうへいただくというのが通常の形だというふうに理解しとるわけでありますけれども、この参考資料の注に書いてありますように、移管されても代替が使えるようになるまでは県が維持するというようなことが書いてあるわけですけれども、それならそれ慌てることはないというのが普通ではないかなというふうに思いますので、通常のほうでなしに、あらかじめ市道認定をしておくということについての理由は、ちょっとどういうことであるかということについてお聞きをしておきたいと思いますし、この3路線ですけども、3路線のそれぞれの延長、それから市から県へ移管する道路の2路線あるわけですけれども、この延長はどれほどあるのかということをちょっとお知らせいただきたいと思います。
- O議長(清水敏夫君) 答弁を求めます。

建設部長武藤五郎君。

○建設部長(武藤五郎君) 今の市道への払い下げでございますけれども、この市道3路線につきましては、主要地方道金山明宝線の改良計画に基づくものでございまして、要はめいほうトンネルの早期改良で、もう大きく県の路線の交通体系からいろいろ変わってしまうという中で、やはり旧道となるところの道路の処理計画というのを県のほうも策定するということになるんです。

そのときに、県としてはめいほうトンネルができて、それで今の峠でも今3路線上げておるところを市道としてとっていただけますかという確約といいますか、その担保的なものが早く欲しいということになります。

それで、これめいほうトンネルを掘っていただく事務の手続上の一つになるわけですけれども、この市道認定も。それで、その中でやはり市のほうも、この今払い下げを受ける路線については、県と全部徒歩で確認して歩く中で、この間は舗装をやり直してください、この間は側溝を直してくださいというような条件を、この3路線ともつけております。

そういった中で、県もこの長い路線ですけれども、ちょっと参考までで、ぴたっとした数字にな

るかちょっと、おおよその延長ですけれども、畑佐側からの明宝の峠ですね、青で金山明宝線、これが約9.3キロございますし、それから峠の頂上から土京までが16.8キロあります。この間でも根本っていう在所の土京ありますけれども、そこまでは県が区域決定して今管理しておると、それから頂上までは、区域決定はしてなくて、市が林道として管理しておるというのが状況です。

それから、今の鹿倉の大月の森のほうへ行く路線については、約4キロぐらいがありますけれども、この間を市の要望のとおり化粧直しっていいますか、ある程度整備して市のほうへ移管するという中で、県としても非常に長い路線で、非常にお金が要るという中で、そういった予算確保を維持費等で少しならやられるんですけれども、これだけの長い距離のとこの修繕等のお金については、やはり別枠でとって進めていきたいということもございまして、何とか市のほうで市道に早く認定してもらいたいという中で今回上げさせていただきました。

それで、先ほども注意書きに書いてはございますけれども、あくまでも認定ですので、それからできた暁には区域決定をして、そこで市がやっと管理していくということになりますので、維持管理についてはめいほうトンネルができて、できてまうまでは通常どおり県に維持管理していただくということになります。

それで、やはり交通体系が大きく変わるということが一番にございまして、県のほうとしても、 やっぱりそういった見直しは当然やる中で、今まで市とも協議進めてくる中でやったわけですけれ ども、市としましても、これめいほうトンネルを進める事務手続の一環という中で、こういうこと も早く認定はさせていただいて、県のほうへめいほうトンネルの一日でも早い着手を強く要望して いきたいという思いで、今回市道の認定という案件で上げさせていただいたものでございます。よ ろしくお願いします。

(「市から県やら、延長は」と17番議員の声あり)

〇建設部長(武藤五郎君) 済いません、ちょうど赤の部分が今ふるさと林道と公団でやってもらった林道と、一部市道としてやっとる、市道として今ある市道ですけれども、ここに全体延長につきましては、ちょっと後ほどならまた委員会のほうで、延長ちょっと押さえておりませんので、よろしくお願いします。

- 〇議長(清水敏夫君) 17番 美谷添生君。
- ○17番(美谷添生君) 今の大変おもしろいっていうか、答弁の中で名前はうちの戸籍ではないけども私がやりましょうというようなことだと思うんですね。今の小川峠線にしても、一応県のほうと踏査をして、ここはやってもらいたいという話をして、県がやりましょうと言われたという答弁だと思うんですけれども、そういうことで、結局トンネルができて、そちらが使えるようになったら間違いのうもらってくれるならという担保やと、こういうようなことで、トンネルができるま

では、県のほうでも維持管理をしますよと、そういうことをということで、普通は新しい道路がで きるときは、旧道のほうはなるべくさわらずにおって、そしてできてから、何年かかけてやりまし ょうよと、それから移管というのが、先ほども言いましたけど、普通ということで、そういうのが **県から市へ払い下げといいますか、移管されてないとこもまだよそにはたくさんあると思うんです** けども、地元としては、通常でありますと県のほう、バイパスができて、県道に移管されると、も う地元の、地元といいますか、市のほうで市の事業としてやっていかならんということにならんよ うに旧道処理をして、ある程度の要望が満たされたら、それを引き受けましょうと、こういう格好 で今まで私は理解しておったわけでして、実は、ここの路線じゃないですけども、うちの牛道の路 線で、要するに、県道の82号線ですども、今の牛道の道の駅、ふれあいパークのとこから分かれて、 今県道は旧道の処理もおおよそやっていただきましたし、今の学校のところの交差点の改良もして、 市道として150メーターぐらいですかね、あそこあるということで、いずれは県道の表記がえをし てもらわならんということだと思いますけども、あそこがまだまだ地元の要望に沿わん一番のこと は、六ツ橋という橋のかけかえということがあったんですけれども、あそこは改良といいますか、 改修といいますか、そういうことである程度落ち着いておるということですが、実は、私のところ もスキー場をやっておりますと、お客さんたくさん来るわけですね。その人たちが、県道があっち のほうへ向いとるもんで、ナビを頼ってくると向こうへ行って事故に遭ったり、除雪はしてないの で、除雪の関係で大変、いわゆるえらい目に遭われるというようなこともありますが、ああいうと こ、今のような理由で、いわゆる払い下げするまでは、要するに、維持もしてもらいますよという ようなことであれば、やっぱり今の県道と市道の入れかえをしてもらうと非常にありがたいという ような場所があるわけですが、市内にはほかにもあるかもしれませんけれども、そういう件につい てはどんな見解をお持ちであるかお聞きをしたいと思います。

〇議長(清水敏夫君) 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長(武藤五郎君) 今、美谷添議員が言われた件ですけれども、一般的には事務処理が後先になった路線もあるかもしれませんけれども、通常は、もうそういう改良計画があって、何年度に供用開始しますよという前提のもとで、市もそういった先ほども言いましたけれども、ここを直してください、あそこを直してくださいといったような、改良的なことは聞いてもらえんですけれども、今の舗装の悪いとことか、側溝等のことについては直しましょうということでやっていってもらうんですけれども、基本的には後先になった路線があるかもしれませんけれども、改良が終わると同時に移管というのが通常だと思います。

それで、県にいたしましても、やはり改良計画があって、旧道のほうをだっと銭かけるなら、そ ちらのほうの改良をすればいいわけで、こちらの今の計画時点の、多く改良してもらうと、やはり こちらはもうこの機能がこちらに移ったということで信じとってくださいという話になるんですけ れども、市の中で、県道が改良されていて、まだ市のほうへ移管されてないといったような箇所は、 僕の今の思う判断の中ではほとんど、ほとんどっていうか、ないっていうふうに思っておりますけ れども、県のほうもやはりある程度それにかわる代替をした場合には、常に旧のほうの施設につい ては、管理がかかるばっかりですので、やはり市のほうへとってくださいというのが通常ですけれ ども、そういったところはないというふうな思いをしております。

以上です。

○議長(清水敏夫君) ありがとうございました。

議案第78号について、関連の質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 以上で、議案第78号の質疑を終了いたします。

ただいま質疑を行いました8議案以外の50議案については質疑通告はありませんでしたので、以上で質疑を終了します。

議案第4号から議案第28号まで、議案第43号から議案第65号まで及び議案第69号から議案第78号までの58議案については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました58議案については、会議規則第44条第1項の規定により、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、ただいま各常任委員会に審査を付託しました 58議案については、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしま した。

◎散会の宣告

○議長(清水敏夫君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

長時間にわたりまして御苦労さまでした。ありがとうございました。

(午後 5時40分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清水敏夫

郡上市議会議員 兼山悌孝

郡上市議会議員 野田龍雄